

## 低炭素建築物の認定を受けられた皆様へ（お知らせ）

### 認定低炭素建築物新築等計画に関する工事完了報告書の添付図書について

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条により、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づいて新築等工事が完了した際に提出をして頂く、様式第7号「認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書」及び様式第8号「認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書」の添付図書について、下記の通り定めます。

#### 記

以下のいずれかに該当する場合、当該各項に掲げる図書

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「基準法」という。）第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の交付がある工事の場合
  - 検査済証の写し
  - 工事完了後における全景写真（太陽光発電設備がある場合は、それについても確認できる写真）
- (2) 基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の交付がない工事の場合
  - 設備改修工事等の、着手前と工事完了後の両方の写真
- (3) 法第60条に基づく容積率の特例の適用を受けている工事の場合
  - 特例の適用を受けている部分の工事完了写真（区画割り等が適切であるか確認できるもの）
  - 特例の適用を受けている部分に設置している設備の写真（蓄電池等）
- (4) 様式第8号「認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書」について、適合状況が不適合である場合
  - 様式第8号の「5 上記4により不適合の場合における対応内容」の記載、及び是正内容の写真

#### 附則

1. 平成24年12月4日 施行
2. 平成25年7月5日 一部改正